

## 課題を有する教職員の校内研修等に関するQ&A

**Q 1 本校に「課題を有する教職員の校内研修」を実施すべきかどうか判断に迷うような教職員がいます。事前に相談したいのですが、どこに相談すればよいですか？**

A 市町村立学校の場合は、所管の教育委員会に該当教職員の抱える課題を具体的に報告し、指示を仰ぐことが必要です。そして、校内においては、課題改善のための手立てを講じることが基本です。しかし、校内研修において改善が見られず、学校での対応に限界がある場合、小中学校課又は所管の教育事務所の支援を受けるなどの対応も考えられます。

県立学校の場合は、高等学校課人事担当に相談してください。

なお、教育センター学校支援部では多くの研修実践事例等の中から各学校が当該校内研修を実施するにあたって参考となる情報の提供を行っていますので、相談してください。

**Q 2 精神的に不安定で、病休や休職を繰り返している教員がいます。復帰しても十分な授業ができません。このような教員は、当該研修の対象となりますか。**

A 本県の指導を要する教職員等の人事管理制度では、精神疾患その他の疾病以外の理由による場合を想定しており、病気が治癒していることが前提となっています。しかし、回復して通常の教育活動ができる心身状態にあるにもかかわらず、十分な授業ができないのであれば、改善すべき課題があると考えられます。

なお、本県では、精神疾患その他の疾病による病気休暇及び休職から復帰しようとする者の円滑な職場復帰をサポートするため「高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム」を実施しています。該当者がある場合は、教育政策課人事企画担当に相談してください。

**Q 3 当該研修において改善すべき課題はどのようなものがありますか。**

A 実施要項の2において、次の(1)～(6)のいずれかの課題を有している者とされています。なお、具体的な事例は、実施要項に参考資料①として添付しています。

- (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないこと。
- (2) 指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないこと。
- (3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができないこと。
- (4) 勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障があること。
- (5) その職に必要な適格性を欠いていること。
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、教職員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導その他の校務を適切に行うことができないこと。

Q 4 当該研修の目的はどのようなものですか。

A 当該研修は、本県の指導を要する教職員等の人事管理制度の一環として、実施要項の1に掲げたように、職務遂行にあたって一定の課題が見られるが「指導を要する教職員」の認定に至らない教職員に対し、改善に向けての効果的な指導及び必要な支援を行うため、所属校等において研修を実施することを目的としており、Q 3に挙げた課題を有する教職員を「排除」することを目的としたものではありません。

研修の目的を果たす、対象となる教職員の改善すべき課題に応じて、課題の解決に焦点を絞った研修や指導を行ってください。

Q 5 研修の実施にあたっての留意点にはどのようなものがありますか。

A 研修を始めるにあたり、課題の改善のため、下記の事などに留意してください。なお、研修内容（例）は、実施要項に参考資料②として添付しています。

- ① 研修対象者と十分話し合って、改善すべき課題への認識を深めさせる。
- ② 研修対象者の課題を客観的に見つめ、当該対象者に応じた研修課題を設定する。
- ③ 協力・協調の精神を持ち、同僚や指導者と良好な人間関係を保ちつつ、研修するよう留意させる。

Q 6 指導の記録はどの程度の内容のものが必要でしょうか。

A 所属長は、より客観的な評価するために、問題となる事実については、年間を通して観察を行い、日時や該当教員の言動、そのことに対する指導内容等を、その都度具体的に記録しておくことが必要です。その際、教頭はもちろん、それに関わった同僚教員から、事実を確認しておくことも必要です。また、場合によっては、参考資料として、児童生徒や保護者の声を聞きとることも考えられます。

なお、本人との面談は、必要に応じて実施していただきなければなりませんが、教頭等の同席のうえで行い、より正確な確認をすることがトラブル回避につながります。また、同席していた事実とその記録が、客観的事実であることの裏付けとしての意味を増すことになります。

Q 7 「課題を有する教職員報告書」の提出期限後に、新たに改善すべき課題を有すると思われる者があることが明らかになった場合、次年度まで、当該要項に定める校内研修等の実施を待たなければなりませんか？

A 「課題を有する教職員報告書」の提出期限後も、当該要項に定める校内研修等を開始することが可能です。その際、該当校の主管課（小中学校課、高等学校課又は特別支援教育課）の人事担当に、事前に連絡してください。